革新派の主張通らず 大浦坑跡に決る

その後の塵芥焼却場問題

大牟田港突堤に塵埃焼却場設置する問題は前議会で地元及び保守議員との反対で一応白紙にもどされたが、これに伴う条件として、大牟田の突堤を含む他補地を加えてさらに調査して結論を出すこと、その結論については議会は責任をもつて焼却場建設に全力を注ぐことを申し合せた。またこれに伴う県からの起債「三十一年度九百万円」が引上げられるおそれがあつたが、市長の努力によつて、内四百万円は、市がかねて企画していた、屠場の施設拡充に振り当てることと、残りの五百万円は行橋市庁舎の建築費に県が出資を予定していたが、資金繰合せの支障のためにこれを当てるという条件で、焼却場を一年見送つても当初の条件で起債を更生できる見通しがつけられた。

そこで今年度新たに提案された候補地は、当初の大牟田港突堤、大浦坑跡、現在の健老町焼却場の三カ所があげられ、これに伴う衛生環境、運搬条件、経費などの資料が提出され、委員会は慎重に検討を重ねた。これによつてさらに不明確な点や不足した問題については出来得るだけの追加資料を整えて三候補地の比較検討をくりかえした。その結果明らかになつた点は、大浦と大牟田港突堤は運搬系統ではほとんど同じような条件にあること、衛生の点では双方大差はないが大浦坑採炭当時の宮浦坑の社宅が二十余戸あつて、煙突からの直線距離が三百米以内にあるのでこの点問題となつた。経費の点では建設時の一時経費と年間経費を見積つて比較したが、大浦坑の一時経費は二八、二七六、〇〇〇円で年間経費が一、九〇四、四五二円となり、大牟田港突堤では一時経費二八、六四八、〇〇〇円で年間経費が二八、六四八、〇〇〇円となり、健老町は衛生環境や土地買収、運搬系統の条件が極めて悪いので比較検討は主に大牟田港突堤と大浦坑跡にしぼつてなされた。一時経費は基礎工事費で大牟田港突堤が三七二、〇〇〇円だけ高くなるが、将来永久に負担となる年間経費の面では大浦坑跡が高くなる。これは焼却場から出る残灰処理（塵埃の十パーセントに当る）は大牟田港の場合直ちに海の埋立てに利用できるので安くつき、大浦坑跡の場合はダンプカー（積荷を自動的に排斥するトラツク）の購入及びこれに必要な労務費などが加わるので高くつくことになる。そこで革新クラブとしても以上の具体的な資料に基づいて大牟田港突堤を再確認した。なおこれを地評にも諮つたが、あくまでも大牟田港突堤で進むべきであるという結論に達して、議会における革新クラブの態度は明らかになつた。

この件についての議会の運営は当該委員会の結論を尊重し、さらにその権威を保つために全員協議会に附してこれを確認する方法をとつた。委員会では最後の結論を決るために、各委員が立つて個人の意見発表により賛否を採る方法をとつたが、大牟田港突堤反対、大浦坑賛成が会社議員を含み多数で革新の意見は葬られた。ただし、各派の代表会で、最終的に全員協議会で決定されたことについては反対の態度を解消して、定められた所に建設の実現を期すべく全員一致で協力することで進んでいる。

写真は県の授産所で裁縫をならつている未亡人と貧困家庭の主婦

焦点は佐教組事件

教育をめぐる諸問題

大牟田、荒尾を通じて、教育関係の問題点は、佐教組幹部、逮捕事件にしぼられて来た感じである。これはもちろん国鉄闘争と同様日教組対文部省、資本家陣営対総評保守政党対革新政党の接点として火花を散らして闘われているところである。

五月二十五日、三鉱定期総会の行われた当日午後二時から大牟田、荒尾両教組はそれぞれ、抗議集会を行い、組織出身の教育委員、PTA代表は出席、激励を行つた。このように保守陣営の組織分断にたいして、有効な反撃が行われていることは、大牟田、荒尾という労働地帯において、非常な前進を示していることである。

次は四月に行われた教職員の人事問題である。これは県当局、保守政府が教育費の恒常的対策を立てず、ただ単に、軍事費その他の一切のしわよせを、子供の教育費削限という形で問題を解決しようと学校建築の問題、首切の問題配置転換の問題という形で攻撃をかけてきたことである。幸い当地では勤労者の力が強いので、不当な取扱いを教育委員会内外で阻止し、併せて新採用を確保するよう努力し相当の成果を収めている。またこの点で教組の組織充実を闘い取つたものである。

学校建築問題は各地区およびPTAの不満と不安の種である。この点については市長、革新議員団および組織出身教育委員は先頭に立ち、各PTA、地域分会の婦人会と十分連絡し、その解決に全力をそそいでいるものである。この問題は、結局のところ義務教育費の全額国庫負担という憲法を示す法をじゆうりんし、この解決を貧弱な地方財政に背負わしている政府自民党の完全な責任である。しかし関係者は地域住民の協力と支援に期待し、まず教育設備の拡充という旗印を掲げ、その解決に心を注いでいるものであ。

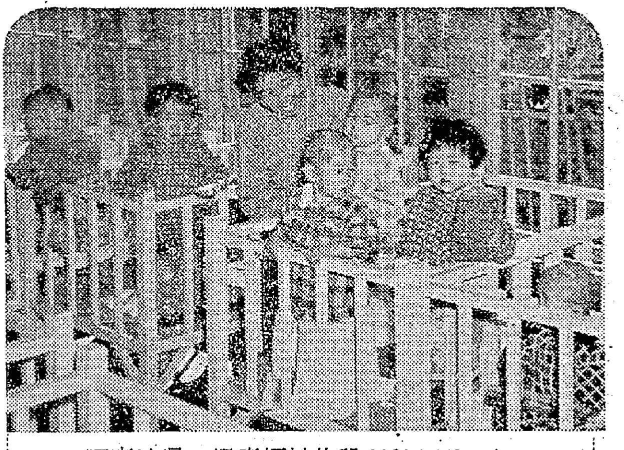

写真は県の児童福祉施設（託児所）で無心にあそぶ子供たち

荒教組が全員メーデー参加

荒教組は今年のメーデーでは全員参加を実施したいと地評を通じて教育委員会に申出があつた。委員会としては慎重に審議の結果、授業を確保した形で、全員参加を行うものならとその具体的な運営は事務当局と教組、学校長の三者の話し合いにゆだね、午後授業午前中全員参加をかち取り、ほとんどの先生が全員参加し、メーデーに威力を加えた。

PTA民主化の機運高まる

佐教組弾圧のきつかけをつくつた佐賀からPTAの封建性とボス性は、いたく各地の教育関係者を刺戟し。なおまた炭労のPTA進出の呼びかけに応え、荒尾、大牟田でPTA民主化の声があがつている。これはPTA幹部を古い封建的な人たちの手に委せて置くことは、子供たちを結局再びある戦争に追い込む危険があるという反省と、PTAが平和教育弾圧の手先になる危険があるという佐賀での現実的な教訓から来たものである組織出身の各PTA幹部はこの民主化の開拓者としての情熱を燃やしているものである。

安い家賃を望む声

市営住宅本年度建設は百二戸

大牟田市三二年度の市営住宅は合せて百二戸建設することに決定され、着々工事にかかつている。総予算は約四千四百万円で、このうち国庫補助（国から市へ来る金）が二千七百万円、起債（政府からの借金）一千五百万円（実際借りられるのは八百万円位）となつている。したがつて住宅建設に使う純市費は一千七百万円程度。これらの資金で次のような住宅が建てられる。

中層耐火（三階アパート）二四戸家賃一千三百円。簡易耐火（二階建ブロツク建築）のBが三六戸一千三百円、同じくAが一四戸二千三百円、木造平家Bが二十戸一千三百円、同じくAが八戸一千七百円（金額はいずれも家賃）である住宅ができると希望者は申込み、抽籤によつて入居が決る。

大牟田市の住宅政策で問題になつているのは、五百円位で低収入者に家を与える問題である。少い収入では千三百円も出して市営住宅に入れないという市民が多くいる。これらの人々の期待に応える住宅政策を、細谷革新市長は果敢に取組む段階に来たようだ。特に新地のトンネル長屋といわれている木造アパートは、バラツクに毛の生えた程度の建物であり、十数年経過した今日では危険状態にあると見られている。

革新県知事の大分県では五百円程度の家賃の住宅を千戸造るといわれ、保守的な鹿児島県ですら危険家屋に入つている市民のために五百円の家賃住宅を二百戸造ると伝えられている。これらの住宅建設は国からの補助金なしで、県なり市が純市費で造られるのだから、他の市政面などに影響を与えることになるが、赤字解消額が少くすれば済むとの声がある。なお、前記にあげた各種の家賃は政府の示す基準で家賃が算出されるのである。いずれにしろ、三年目に入つた革新市長への〃住宅政策〃の期待は増大しているようだ。

困窮者の救済

現在福岡県の生活保護法による被保護世帯は約三万八千といわれ生活困窮者の救済をねらいとする生活保護事業費は七億八千五百万円で、同じく困窮者保護のため、社会福祉協議会に委託している世帯更生資金の貸付ワクは、一千八百万を増額計上。そのほか国民皆保険の実現を目ざして国民健康保険事業育成費二千二百八十万円、児童保護費一億四千四百万円や、また、二十才未満の子供をかかえた母子世帯三万八千余のための母子福祉資金が計上されているが真に「県民のための県政を」考えるなら不十分である。土屋知事は、社会党県議団の申入れである養老年金制度の確立を拒否し続けている

大牟田市税の現状

民主政治の根幹となる地方自治も今日のような行きづまつた地方行政下では、民主政治の基礎である地方自治そのものの存立さえ危くする恐れがある。

赤字財政の原因については、いろいろの理由があるであろうがまず最大の原因は、保守政策の悪政を代表する税収の中央集権にあるといえよう。地方自治の税収の中はことごとにせばめられ、中央からの負担金・補助金などは必要以上に制限を受け、一方、地方自治に委ねられている経常費、事業費はとうてい地方税収ではまかない得ないほどぼう大なもので、民生の安定や福祉増進のための諸事業も不本意ながら削減しなければならない状態である。

しかし悪政の中にも、地方で可能な範囲の活路をみいださなければならない。したがつて可能なかぎり税収面をまず考慮するとともに、歳出面の合理化を計らねばならない。

そこで大牟田市としての実現可能な税収の伸びを今後どこに求めるかの点にまずかかつてくるので、市税全般について眺めてみよう。

まず三十二年度当初予算を基礎として各税目毎に検討すると。

一、市民税

A、個人均等割

納税義務者四千五百人、一人に付四百円、計一千八百万円。控除額百四十五万円税額一千六百五十五万円。

B、所得割

所得税額四億五千三百二万円の百分の十五。税額六千七百九十五万三千円

C、法人均等割

納税義務者四百三十八人、一人につき千八百円。税額七十七万四千円。

D、法人税割

法人税額四億四千八百二十万円の百分の九・二。税額四千百二十三万四千四百円

E、滞納繰越分　四百万円。

右のA、Bについては、個人としての市民税であり、当市の生活環境からして現行以上に値上げすることは恐らく不可能と思われるが、C、Dについては、法人格である大手会社に対する課税であり、さらにまたその内容を検討すると、法人均等割は別として、法人税額に対する課税率は今後とも大いに討議すべき内容をもつものである。

細谷市政発足当時（三十一年度）法人税額の是正に手をつけ税率引上げを取上げたが、完全にわれわれ革新系の主張をいれることができず中間の百分の九・二で妥協せざるを得なかつた。そこで今後は市民一体となり制限率一ぱいの百分の九・七を実現するよう努力すべきであろう。

二、固定資産税

A、土地の分

課税標準価格六十七億円の百分の一・四。税額九千三百八十万円。

B、家屋の分

課税標準価格百九億円の百分の一・四。税額一億五千二百六十万円。

C、償却資産の分

課税標準価格九[illegible]五十八万五千七[illegible]百分の一・四。税額一億二千八百八十九万[illegible]

D、固有資産等所在市町村交付金。

課税標準価格[illegible]一千四百三十円の百分の一・四。税額二十[illegible]

E、公社有資産所在市町村納付金

課税標準価格四[illegible]五十万円の百分の一・四。税額六百四十三万[illegible]

F、滞納繰越金　四百万円

土地家屋については、それぞれ評価の公平を期することが重要であつて、税率については他都市とのふり合いなどから判断して別に問題はないようだ。評価[illegible]

三、自転車荷車税

自転車一台につき二百円。特殊自転車一台につき四百円とそれぞれ種別により課税金額が異つている。税額八百二十四万四千四百円。

他都市との比較をしても別に問題はないので、現行制度を持続すべきであろう。

四、市たばこ消費税

たばこ小売価格四億四千三百二十八万四千三百円の百分の九。税額三千九百八十九万五千百八十円。

当市内での売上げに対するところの消費税であつて、課税率については法律に規定された一定率であつて改正は不可能である。

五、電気ガス税

電気ガス税金額[illegible]の百分の十。税額四千百四十三万五千円。

[illegible]

六、鉱産税

鉱産価格五十二億六千三百万円の百分の一。税額五千二百六十三万円。

法律によると課税率の百分の[illegible]まで引上げることが出来ることになつているので、三十一年度予算編成の場合引上げ提案を行つたが、これまた保守系の反対にあい否決されたのである。そこで、今後は時期を得て必ず再提案しなければならない。

[illegible]

また一方、現行歳出面については、消費的経費（人件費、物件費、その他）が八億三千三百万円で、投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費）は約四億八千九百万円となつている実情であり、[illegible]比率が近づくようあらゆる努力をしたいものである。